

2021年度
安全報告書



株式会社東海バス

安全に関する取り組み状況

はじめに

平素より、東海バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社における2021年度運輸安全マネジメントは、安全方針である「安全に、より安全に、もっとも安全に」を礎に、安全目標である「横断歩道事故の撲滅」、「自転車・歩行者の追越し時の事故の撲滅」、「車内転倒、ドア挟みの撲滅」、「飲酒運転の撲滅」を達成するため、各営業所と本社運輸部が一丸となって様々な取り組みを計画・実行し、監査の実施や関係会議体の充実化によって取り組み内容のチェックを行うことでPDCAサイクルを循環させ、安全性の向上を図ってまいりました。

具体的にはソフト面の取り組みとして、経験年数に応じた各層の運転士に対し、それぞれ必要とされる研修の実施、乗合バス運転士コンテストの実施等、運転士のスキルアップおよび安全意識の向上に取り組みました。

また、運行管理者のスキルアップのため、運転士からのヒアリング能力や運転士に対する指導力を高める研修により、運行管理体制の強化を図りました。

一方でハード面における安全強化策として、既に全営業所の貸切・高速バスに導入済みである後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」を乗合バスについても熱海、沼津営業所に続き、伊東営業所の全車に導入し、事故リスクの低減に努めました。また遠隔地での迅速な事故対応や事故防止・法令遵守に活用するため、貸切・高速バスに「クラウド型デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー」を導入し、安全管理体制の向上を図りました。

以上のような取り組みにより、有責事故は2020年度より16%減少し、「横断歩道事故の撲滅」、「自転車・歩行者の追越し時の事故の撲滅」、「飲酒運転の撲滅」を達成することができました。

2022年度も運輸安全マネジメントの取り組みをより実行性を重視して推進し、公共交通機関としてお客さまへの安全・安心・快適な輸送サービスを提供するよう努めてまいります。

2022年6月

株式会社東海バス

取締役社長 眞野大輔

輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程を遵守します。
- (2) 輸送の安全確保に関する費用支出と投資を行うよう努めます。
- (3) 内部監査を実施し、安全対策の向上に努めます。
- (4) 情報の連絡体制を確立し、社内における情報の伝達と共有を行います。
- (5) 教育および研修に関する計画を策定し実施します。

2021年度の取り組み状況

1. 事故の発生状況

- (1) 法令で定める自動車事故報告規則第2条に該当する事故
 - ①車内事故 3件
 - ②車両故障 29件
- (2) 上記以外の事故
 - ①車内事故 0件
 - ②接触事故 53件
 - ③その他(①②以外)の事故 1件

《2021年度 輸送の安全に関する目標と達成状況》

目標	2021年度 発生件数	2020年度 発生件数
横断歩道事故の撲滅	0 (達成)	0
自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅	0 (達成)	0
車内転倒、ドア挟みの撲滅	3 (未達)	5
飲酒運転の撲滅	0 (達成)	0

全体の有責事故は2020年度68件→2021年度57件(約16%減)

2. 安全に関する外部表彰実績

(1) 団体表彰実績

令和3年度安全運転コンクール

- ①中部運輸局静岡運輸支局長・静岡県自動車連合会長連名表彰・・・松崎営業所
- ②静岡県バス協会長表彰・・・伊東営業所、下田営業所、修善寺営業所、沼津営業所

(2) 個人表彰実績

- ①令和3年度国土交通省大臣自動車関係功労者表彰・・・1名
- ②令和3年度中部運輸局静岡運輸支局陸運関係功労者表彰・・・6名
- ③令和3年度日本バス協会優良バス運転者会長表彰・・・7名
- ④令和3年度静岡県バス協会事業用バス運転者表彰・・・5名

3. 教育の実施状況

年間教育計画に基づき以下の研修を実施しました。

- (1) 総括運行主任研修(統括運行管理者研修) (全4回・各回7名受講)
事故防止の推進を目的として、運転士からのヒアリング能力向上等の事故分析研修、リーダーシップ能力を高める研修を総括運行主任に対し実施しました。

- (2) 運行主任研修（運行管理者研修）（全4回・各回18名受講）
 事故防止の推進を目的として、運転士からのヒアリング能力向上による事故分析、運転士指導水準の再確認等についての研修を運行主任に対し実施しました。
- (3) 新任運行主任研修（新任運行管理者研修）（3名受講）
 外部講師による運行管理業務や点呼の重要性についての研修を新任の運行主任に対し実施しました。



《運行主任研修》



《新任運行主任研修》

- (4) 主任運転士研修（24名受講）
 運転士の指導的な立場にある主任運転士を対象に、指導力のスキルアップおよび資質の向上による事故防止を目的として、外部講師による講義を含む研修を実施しました。
- (5) 新任主任運転士研修（6名受講）
 新任の主任運転士に対し、他の運転士の指導にあたるうえで必要な知識と心構えについての研修を実施しました。
- (6) 初任運転士研修（12名受講）
 旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、新たに採用された運転士を対象にプロドライバーとしての自覚、事故の未然防止についての研修を実施しました。
- (7) 初任運転士外部講習（12名受講）
 運転技術を向上させるため、初任運転士に技能講習を受講させました。
- (8) 貸切運転士研修（56名受講）
 外部講師によるASV（先進安全自動車）講習等、安全な貸切輸送を目的とした研修を貸切運転士等に対し実施しました。



《初任運転士研修》



《貸切運転士研修》

- (9) 入社6ヶ月研修（6名受講）
 運転技術や接客など運転士としての基本を再認識するため、入社6ヶ月の運転士に対し、プロドライバーとしての自覚、事故の未然防止について指導しました。

(10) 新採用運転士フォローアップ研修

(30名受講)

運転技術や接客など運転士としての基本を再認識するため、半年に1度入社3年以内の運転士に対し、プロドライバーとしての自覚、運転技術向上、事故の未然防止について指導しました。



《入社6ヶ月研修》



《新採用運転士フォローアップ研修》

(11) 安全運転研修

(全11回・延べ43名受講)

事故惹起者に対し、事故防止の徹底を図るため、事故原因を分析させるとともに安全運転について再指導しました。

(12) 高齢運転士研修

(46名受講)

60歳以上の運転士に、加齢による身体機能の変化および健康管理の重要性についての研修を実施しました。



《安全運転研修》



《高齢運転士研修》

(13) スキルアップ研修

(46名受講)

運転士全体の資質の向上およびスキルアップを図り、事故防止につなげるため、「小田原ドライビングスクール」において幅広い層の運転士に研修を受講させました。

(14) 省燃費運転研修

(10名受講)

初任運転士および未受講の運転士に対し、エコドライブ・省燃費運転の推進を目的とした研修を実施しました。

(15) 安全運転中央研修所研修

(10名受講)

総合的な自動車安全運転教育施設「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」において、旅客輸送業務の安全性向上に必要な知識と技術を習得するため、貸切運転士および貸切準初任運転士に対し、4日間の日程でトレーニングコースでの実技を主体とした研修を受講させました。



《スキルアップ研修（座学）》



《スキルアップ研修（実技）》

- (16) 新任営業所長研修 (2名受講)
 新任の営業所長（下田営業所・松崎営業所）に対し、営業所における今後の運輸安全マネジメントについての研修を実施しました。

4. 安全対策の実践項目

- (1) 安全方針・安全目標の周知徹底
 点呼執行所に掲示し、点呼時に運転士に唱和させることで、確認させ徹底を図りました。
- (2) 安全目標実現のための行動目標の策定と実施（営業所ごと）
- ① 日常運行における行動目標
 イエローストップ・横断歩道手前での安全確認、歩行者・二輪車を追い越す際の安全確保、車内事故の防止、勤務前日の飲酒の抑制等の行動目標を定め、点呼時における唱和および指導を実施しました。
 - ② 運行管理における行動目標
 運行主任および主任運転士等による添乗指導、ドライブレコーダーを活用した指導、飲酒運転防止インストラクターによる指導教育等の行動目標を定め、営業所ごとに実施しました。
- (3) バスロケーションシステムによる運行管理の強化
 各営業所がパソコンにて運行状況を確認し、交通渋滞時等の運行管理に活用しました。
- (4) ドライブレコーダーによる運転士指導 (各営業所にて延べ334回実施)
 法令に従い、車内事故防止のための指導や研修時の安全教育に活用しました。また事故発生時の原因分析等に活用しました。
- (5) ヒヤリハット情報を活用した予防策の立案と実施
 ドライブレコーダーや運転士用の新たなヒヤリハット収集フォーマットによる情報収集を行い、予防策を立案、実施しました。
- (6) スマートフォン等の取り扱い規程の制定
 運転士が運行中にスマートフォン等に触れることのないよう、スマートフォン等の取り扱い規程を新たに決めました。またその遵守状況を定期的に確認しました。
- (7) 飲酒運転防止
 飲酒運転防止インストラクターによる指導を各営業所において全従業員に実施しました。また、飲酒運転防止インストラクターの認定を新たに10名が取得しました。
- (8) 添乗・街頭指導の実施 (各営業所にて添乗指導を延べ659回実施)
 添乗指導、街頭指導を行い、安全目標に関する取り組み事項の実施状況および安全意識の向上を図りました。
- (9) 早朝点検の実施 (各営業所に対し、夏季1回、年末1回、3月15日1回)
 安全管理者が全営業所の点呼立会いを実施し、点呼執行状況の確認、業務点検を行い、また運転士とのコミュニケーションを図りました。



《街頭指導》



《早朝点検》

(10) 乗合バス運転士コンテスト

各営業所から選抜された運行管理者、運転士それぞれ1名が参加し、始終業点呼執行、接客審査、運転技能審査により、日頃の運転技術等を競いました。また、各営業所が全てで取り組むことにより、接客や安全意識の向上を図りました。



《模擬点呼》



《運転技能審査》

(11) 防災訓練の実施

各営業所において9月1日に、運行中車両の低速走行訓練、災害時の乗務員基本行動マニュアルの再確認、無線機・衛星電話の通信訓練、インバータを使用したバスからの電源確保訓練、発電機を使用した電源確保訓練、ハザードマップの確認等を実施しました。



《バスからの電源確保訓練》



《ハザードマップの確認》

(12) 警察と連携した不審者対応合同訓練の実施

東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、5月25日、大仁警察署と協力し、テロ対策合同訓練を実施しました。(修善寺営業所)

(13) 交通安全教室・バスの乗り方教室の開催 (34回開催)

①営業所別内訳 熱海営業所1回、伊東営業所1回、下田営業所4回、松崎営業所3回、
修善寺営業所4回、沼津営業所21回

②対象者 小学生、未就学児

③内容 乗合バスを使用した交通安全教室を開催



《テロ対策合同訓練》



《バスの乗り方教室》

(14) 新型コロナウイルス感染拡大防止

お客さまの安全、安心および運転士の健康管理のため「手洗い」「うがい」「マスクの着用」を励行するとともに、車内の抗菌コーティング施工、運転席への飛沫防止シート設置、運転士による車内換気や終業時の手擦り・吊り革等の除菌消毒などの新型コロナウイルスへの対策を継続して実施しました。

5. 設備投資

(1) 車両の更新

安全性向上と旅客サービスのため先進安全装置を搭載した新車を導入しました。

実績 6両119,832千円

内訳 下田営業所 乗合バス(中型ノンステップ)1両

松崎営業所 乗合バス(中型ノンステップ)4両

修善寺営業所 乗合バス(中型ノンステップ)1両

(2) 車両重整備

安全運行を確保するため、バスの重整備を実施しました。

実績 61両79,405千円

(3) 後付け衝突防止補助システムの導入

安全性強化を図るため後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」について全車両導入を目指し、乗合バスへの導入を推進しました。

実績 伊東営業所 37台2,834千円

※2022年3月末日におけるモービルアイ導入実績

熱海営業所 貸切バス全車両・乗合バス全車両

伊東営業所 貸切バス全車両・乗合バス全車両

下田営業所 貸切バス全車両

松崎営業所 貸切バス全車両

修善寺営業所 貸切バス全車両・高速バス全車両

沼津営業所 貸切バス全車両・高速バス全車両・乗合バス全車両



《後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」》

(4) クラウド型デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーの導入

遠隔地での迅速な事故対応や事故防止・法令遵守に活用するため、貸切・高速車へクラウド型デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーを導入しました。

実績 43台22,651千円



《クラウド型デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー 運用イメージ》

6. 健康管理

運転士の健康起因事故防止の取り組みとして以下の項目を実施しました。

- (1) 健康診断 全従業員
- (2) SASスクリーニング検査 128名(対象者は3年ごとに実施)
- (3) 脳MRI検診 131名(//)

7. 安全運動

安全運動を次のとおり行い、輸送の安全性の向上および交通事故防止に努めました。

- (1) 県下安全運転コンクール 4月1日から6月30日
- (2) 春の全国交通安全運動 4月6日から4月15日
- (3) 警察と連携したテロ対策合同訓練(修善寺営業所) 5月25日
- (4) 夏の交通安全県民運動 7月1日から7月10日
- (5) 秋の全国交通安全運動 9月21日から9月30日
- (6) 警察と連携した不審者対応合同訓練(伊東営業所) 熱海土石流災害のため中止
- (7) 年末年始安全総点検運動 12月10日から1月10日
- (8) 年末の交通安全県民運動 12月15日から12月31日
- (9) 乗合バス運転士コンテスト 12月13日
- (10) 横断歩道事故撲滅の日 3月15日

8. 安全に関する会議体

- (1) 安全マネジメント委員会 12回（毎月実施）
- (2) 安全マネジメント小委員会 各営業所にて延べ68回開催
- (3) 安全マネジメントレビュー 1回
- (4) 総括運行主任会議（総括運行管理者会議） 2回開催
- (5) 運行主任会議（運行管理者会議） 各営業所にて延べ26回開催
- (6) 主任運転士会議 各営業所にて延べ26回開催
- (7) 整備管理者会議 8回開催
- (8) バス整備担当者との車両に関する定例会議 各営業所にて延べ39回開催
- (9) バス整備担当者会議 点検整備業務の委託先(株)東海車輛サービスにて延べ6回開催

9. 輸送の安全に関する内部監査の実施

- (1) 営業所監査 2021年10月26日から11月5日
東海自動車(株)管理課・計画課・貸切営業課の監査員から各営業所が監査を受けました。あわせて相互監査として他営業所の監査員が各営業所の監査を実施しました。
- (2) フォローアップ監査 2022年1月20日から2月2日
東海自動車(株)管理課の監査員から各営業所が（1）における指摘事項の改善状況について監査を受けました。あわせて（1）同様相互監査も実施しました。
- (3) 本社部門監査 2022年3月10日
東海自動車(株)経営企画部の監査員から経営トップおよび安全統括管理者が内部監査を受けました。

10. 一般貸切旅客自動車運送事業の内容について

（2022年3月31日時点）

（1）車両に係わる情報

	車両数 (両)	年式（年）		搭載車両数			主な運行の態様
		最古	最新	ドライブ レコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV 装置	
大型	34	1989	2020	34	34	22	学校・企業輸送等
中型	8	2004	2018	8	8	2	学校・企業輸送等
小型	2	2010	2014	2	2	0	学校・企業輸送等
任意保険 加入状況		対人保険 無制限		対物保険 10,000千円			

（2）人員体制に係わる情報

運転者	正規雇用	正規雇用以外	合計		
		75	0	75	
	社会保険等 加入者	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		75	75	75	75
運行管理者	25				
整備管理者	7				

11. 安全統括管理者

専務取締役 朝倉亮介

12. 行政処分の公表

(1) 監査指摘事項

2021年5月～6月にかけて、運転士が回送にて走行中にスマートフォンを使用し営業所へ連絡を行う案件を2件、運転士が回送時、信号待ちで停車中にスマートフォンの操作を行う案件1件を発生させたことにより、中部運輸局の監査が実施され、以下の指摘がありました。

- ・主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。(道路運送法第27条第3項)(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(2) 行政処分の内容

文書警告

(3) 行政処分にに基づき講じた措置

新たに携帯電話・スマートフォン等の取り扱いについて社内規程を整備し、車内へ持ち込む際には、マナーモードに設定し専用ケースに入れたうえで、手の届かない荷棚やグローブボックスへ収納することで再発防止を図っています。また、実行状況を日々の点呼時また日常的にドライブレコーダーで確認しています。

(4) 行政処分の年月日

2021年12月17日

2022年度の取り組み

1. 2022年度の輸送の安全に関する目標

(1) 目標の策定に当たって

2021年度、安全目標として掲げた「横断歩道事故の撲滅」、「自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅」「飲酒運転の撲滅」は達成できましたが、「車内転倒、ドア挟みの撲滅」については、車内転倒を3件発生させ、目標達成に至りませんでした。

そのため2022年度も引き続き「車内転倒、ドア挟みの撲滅」を安全目標の重点項目として位置づけ、事故防止の強化に取り組みます。

また、人の命に関わる「横断歩道事故の撲滅」「自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅」、交通事業者として絶対に起こしてはならない「飲酒運転の撲滅」についても継続して安全目標として設定し、達成することで、より安全、安心なバス会社を実現するとともに、公共交通機関としての使命を果たし、社会的信用を高めるよう努めてまいります。

(2) 2022年度安全目標

わたしたちは人を思う気持ちを強く持ち、人を危める事故や行為を防止するため、安全目標の達成に全力で努めます。

- ①車内転倒、ドア挟みの撲滅
- ②横断歩道事故の撲滅
- ③自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅
- ④飲酒運転の撲滅

(3) 具体的な実践項目

《運行管理における実践項目》

- ①安全統括管理者・管理職による職場巡視の実施
- ②安全方針・安全目標の周知徹底のための安全マネジメント委員会、安全マネジメント小委員会の定例開催
- ③安全目標実現のための営業所毎の行動目標の策定と実施
- ④運行管理者会議を開催し、事故分析に基づく的確な対応策の立案と実施
- ⑤総括運行主任会議(総括運行管理者会議)による情報共有
- ⑥営業所間および小田急グループバス各社への点呼等の視察
- ⑦ヒヤリハット事例の収集強化および情報を活用した予防策の立案と実施
- ⑧飲酒運転防止インストラクターによる指導の実施

- ⑨運輸安全マネジメントに基づく内部監査の実施
- ⑩ドライブレコーダーおよび安全運転ハンドブックを活用した指導
- ⑪ヒアリングシートによる事故原因の究明および事故防止策の立案と実施
- ⑫主任運転士会議の実施と班制度を活用した情報伝達
- ⑬添乗指導の実施
- ⑭営業所毎に(株)東海車輛サービス整備担当者と車両に関する定例会議の実施
- ⑮整備管理者会議による情報共有
- ⑯整備管理者による整備管理補助者教育の実施
- ⑰(株)東海車輛サービスのバス整備担当者会議による情報共有(本社)
- ⑱携帯電話・スマートフォン等は所定ケースへの保管およびマナーモードの設定を点呼時に確認し、車内では運転席から容易に手が届かない場所への保管を指導する。
(④、⑦、⑩、⑬については車内事故防止を中心に取り組んでいく)

《日常運行における実践項目》

- ①信号機の無い横断歩道では徐行する。
 - ②交差点の右折時には、歩行者・二輪車の有無を確認してから徐行にて進行する。
 - ③交差点の左折時には、一旦停止後、歩行者・二輪車の有無を確認してから、徐行にて進行する。
 - ④イエローストップの確実な実施。
 - ⑤発車時には、お客さまの着席確認を指差称呼で確実に行う。
 - ⑥お客さまの乗降時には、ドア開閉レバーから手を離し、乗降確認後に操作する。
 - ⑦停車前の車内アナウンスを確実に行う。
 - ⑧乗務中の相互挨拶は行わない。
- (4) 各営業所における行動目標
別紙参照

2. 輸送の安全に関する計画

(1) 研修計画

安全に関する目標を達成するため、次のとおり研修を行います。

- ①運行管理者研修 (年16回)
- ②運行管理補助者研修 (年3回)
- ③主任運転士研修 (年4回)
- ④初任運転士研修 (採用時)
- ⑤初任運転士外部講習 (採用時)
- ⑥貸切初任運転士研修 (採用時)
- ⑦貸切運転士研修 (年2回)
- ⑧入社6ヶ月研修 (対象者のみ)
- ⑨新採用運転士フォローアップ研修 (対象者のみ)
- ⑩省燃費運転研修 (対象者のみ)
- ⑪安全運転研修 (対象者のみ)
- ⑫高齢運転士研修 (年5回)
- ⑬スキルアップ研修 (年23回)
- ⑭ガイド研修 (年1回)

(2) 設備投資

車両更新、車両重整備、車載機器の導入 予算 296,160千円

安全性と旅客サービス向上のため、新車導入、車両整備、車載機器の導入を計画しております。

(3) 健康管理

運転士の健康起因事故防止の取り組みとして以下の項目を実施します。

- ①健康診断 全従業員が実施
- ②SASスクリーニング検査 50名
- ③脳MRI検診 180名

(4) 乗合バス運転士コンテスト

年に1回、各営業所から選出された代表者が点呼、接客、運転技術を競います。実施後、内容・結果を共有し、全営業所の安全意識の向上、運転技術の向上、サービスの向上を図ります。

(5) 交通安全運動

交通安全運動を次のとおり行い、輸送の安全性の向上および交通事故の防止に努めます。

- ①春の全国交通安全運動
- ②夏の交通安全県民運動
- ③秋の全国交通安全運動
- ④年末の交通安全県民運動
- ⑤年末年始安全総点検運動および早朝点検
- ⑥横断歩道事故撲滅の日

3. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 営業所監査

運輸部および営業所相互による営業所監査を実施します。また、営業所監査により指摘事項が発生した場合は、その指摘事項が適切に改善されているか確認するため、運輸部によるフォローアップ監査を実施します。

(2) 本社部門監査

東海自動車(株)経営企画部が取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全確保への関与状況について監査を実施します。また、運輸部に対し、運輸安全マネジメントの取り組みに関する実行状況の内部監査を実施します。

以上

各営業所における行動目標

安全 目標	①	②	③	④
	車内転倒、ドア挟みの事故の撲滅	横断歩道事故の撲滅	自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅	飲酒運転の撲滅

	運行管理における行動目標			
	①	②	③	④
熱海	指差称呼による着席確認後の発車と、バス停停車直前のマイク活用による車内転倒防止を重点に運行管理者、主任運転士、事務員による添乗指導の実施(月7～10名実施)	交通安全運動等に合わせ、所長、運行管理者、主任運転士による横断歩道付近での街頭広報・指導(年4回実施)および所長、副所長による始終業点呼時における指導・教育の実施(月、各3～4回実施)	歩行者・二輪車を追越しする際の安全確認を重点に、運行管理者、主任運転士、事務員による添乗およびドライブレコーダーを活用した指導・教育の実施(月10名実施)	点呼時における飲酒状況の把握(月1回実施)および所長による面談の実施(年1回実施)
伊東	指差称呼、着席確認後の発車に重点を置きドライブレコーダーを活用した指導教育を実施する。(運行管理者、主任運転士が毎月10名実施)	交通安全運動にあわせ、横断歩道での街頭指導を実施する。(所長、副所長、運行管理者、主任運転士が春、夏、秋、年末、横断歩道事故撲滅の日に実施)また、横断歩道での徐行とイエローストップを重点的に添乗指導する。(運行管理者、主任運転士が毎月10名実施)	自転車・歩行者追越し時の安全確認を重点的に添乗指導する。(運行管理者、主任運転士が毎月10名実施)	飲酒状況の把握と飲酒運転防止意識の高揚を図るため、全運転士に指導教育を実施する。(運行管理者、主任運転士、飲酒運転防止インストラクターが7月、1月に実施)また、健康状態確認書による健康管理を実施する。(運行管理者が毎月実施)
下田	着席確認後の発車を重点に運行管理者によるドライブレコーダーを活用した指導教育を実施する。(毎月8名以上)	交通安全運動に合わせ所員による横断歩道での街頭指導を実施する。(春・夏・秋・年末および横断歩道事故撲滅の日)	歩行者・二輪車を追越す際の安全確認を重点に運行管理者・主任運転士による添乗指導を実施する。(毎月8名以上)	運行管理者による飲酒量の確認(飲酒状態確認表・毎日)および健康状態の確認(健康状態申告書・毎月)を実施する。
松崎	所長・副所長・運行管理者・主任運転士による添乗指導を運転士全員1回以上実施する。 (指差称呼による安全確認・車内アナウンス等の運転基本動作の実施状況、運転技術等)	交通安全運動にあわせ、所長・副所長・運行管理者による横断歩道や交差点での街頭指導を年間5回以上実施する。(春・夏・秋・年末・横断歩道事故撲滅の日)	自転車・歩行者追越し時の安全確認について、運行管理者によるドライブレコーダーを活用した指導教育を毎月10名以上実施する。	飲酒状況の把握(所長による個人面談の実施)と飲酒運転防止インストラクターによる指導を年1回実施する。
修善寺	運行管理者は添乗指導の際、発進時の指差称呼と車内案内を確認し、教育指導を実施する。(年間1名1回以上)	所長、副所長、運行管理者は交通安全運動にあわせ、通勤・通学時間帯に横断歩道での街頭指導を実施する。	運行管理者はドライブレコーダー映像で自転車・歩行者追越し時の間隔を確認し、指導教育を実施する。(年間1名1回以上)	所長面談(年1回)飲酒状況の把握、点呼等で運行管理者がアルコール以外で反応がある食品について指導を実施する。
沼津	運行管理者が発車時の車内安全確認について重点的に添乗指導を実施する。1週間以内にドライブレコーダーで添乗指導での指導事項の実施状況確認を行う(毎月1回、各月5名)	運行管理者が街頭指導を実施する。(交通安全運動期間中年4回)	運行管理者が自転車・歩行者を追越す際の安全確認について重点的に添乗指導を実施する。(毎月1回、各月5名)	運行管理者が飲酒習慣のある運転士に対し乗務前日は飲酒をしないよう指導する。(終業点呼時に毎日)

日常運行における行動目標				
	①	②	③	④
熱海	指差称呼により、目視と車内ミラーを充分活用した着席確認後の発車と、乗降中は扉開閉スイッチに手を触れないこと、また、あわてずあせらず一呼吸おいてから行動を徹底し、車内転倒・ドア挟みの防止に努める。	信号機の無い横断歩道では徐行し、左右の人の有無を確認する。人がいる時は必ず停車する。また、交差点を右左折する際はいつでも停止できる速度にて進入し、「かもしれない運転」(横断歩道を歩行者が渡るかもしれない)の励行に努める。	歩行者・二輪車を追越しする際は、側間を充分保つこと。(1.5m以上)また、状況によっては無理をせず追越しをしないこと。	職業運転士(プロ)であることを自覚し、勤務前日の飲酒の抑制と休養の確保に努め体調を管理する。
伊東	発車時は着席確認と指差称呼を確実に行う。また降車ボタン点灯時はお客様の動向に注意し車内マイクを活用する。(始業点呼時に唱和、①～④を週替わり)	信号機のない横断歩道では50m手前でアクセルペダルから足を離して減速し、周囲の歩行者・二輪車に注意する。また右左折時は30m手前で合図を出し、横断歩道の歩行者・二輪車に特に注意を払い、徐行または一時停止を行う。 (始業点呼時に唱和、①～④を週替わり)	自転車・歩行者を追越す時は減速し、前後左右の安全確認を行い、側間(1.5m以上)を確保する。(始業点呼時に唱和、①～④を週替わり)	職業運転士(プロ)であることを自覚し、勤務前日の飲酒の節制と休養の確保に努め、体調を管理する。(始業点呼時に唱和、①～④を週替わり)
下田	指差称呼の実践と「車内よし」の声出し、「扉が開いてからお立ち下さい」、「走行中は席を立たないで下さい」の車内アナウンスを励行する。 (始業点呼時に唱和…日替わり)	横断歩道接近時、歩行者・自転車がないことが明らかでない場合以外は時速10キロ以下で徐行します。(始業点呼時に唱和…日替わり)	歩行者・二輪車の動向に注意した車間確保・徐行運転を実施する。(始業点呼時に唱和…日替わり)	前日の飲酒状況を運行管理者に報告する。(毎日)
松崎	車内事故防止のため、指差称呼および「発車します、お掛けください」の車内アナウンスを確実にを行う。また、乗降時はドア挟み防止のため、ドア開閉スイッチから手を離し、乗降終了まで目視で確認する。	信号機のある交差点・横断歩道では周囲の状況に気を配り、イエローストップを実行する。 信号機のない横断歩道では安全確認のため、50m手前でアクセルペダルから足を離して徐行し、歩行者や自転車を確認した場合は必ず停車する。	自転車・歩行者追越しの際は十分な間隔を保ち、周囲に追越しを知らせるため、右にウインカーを出す。	プロドライバーであることの自覚を持ち、乗務前日の飲酒を控え、十分な休養をとる。
修善寺	乗降取扱い中はドアスイッチから手を離し、お客様の動向を注視する。指差称呼の確実な実施により車内転倒を防止する。	ダイヤモンド(横断歩道又は自転車横断帯あり)を確認したら減速し、横断歩道に歩行者を確認したら停車する。	歩行者・自転車を追越す際は1.5m以上の間隔をあげる。	翌日の業務に支障をきたす飲酒はしない。
沼津	発車時に指差称呼によりお客様の着座を確認してから発車する。	信号機のない横断歩道通過時は30m手前からアクセルペダルから足を離し、指差により歩行者の有無を確認する。歩行者がいる時は必ず停止する。	自転車・歩行者を追い越す際は間隔を1.5m以上あげる。	勤務前日の飲酒はしない。